



平成28年 8月29日

美瑛川支川^{べべつ}辺別川の基準水位を 暫定水位に変更して運用します

平成28年台風9号による石狩川水系美瑛川支川^{べべつ}辺別川の河岸及び堤防の一部流出に伴い、堤防と同程度の機能が確保できるまで基準水位を暫定水位に変更して運用します。

北海道開発局では、洪水時における水防団の出動及び市町村の避難勧告等発令の目安となる基準水位を定め、降雨等により辺別川水位が基準水位に達した際には水防警報及び水位到達情報を自治体等関係機関に発表しております。

平成28年台風9号により辺別川の堤防が一部流出する災害が発生したため、堤防と同程度の機能が確保できるまでの間、避難勧告発令の目安となる氾濫危険水位及び避難準備情報の発令の目安となる避難判断水位を引き下げます。

辺別川18号水位観測所基準水位

	基準水位	暫定水位
氾濫危険水位	152.40	152.20
避難判断水位	152.00	151.70
氾濫注意水位	151.50	現行通り
水防団待機水位	150.90	現行通り

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部

治水課 課長 ^{いっぽうし たかみつ} 一法師 隆充 (ダイヤルイン番号 0166-32-4234)

治水課 課長補佐 萬谷 俊哉 (ダイヤルイン番号 0166-32-4237)

広報官 小林 智也 (ダイヤルイン電話 0166-32-3097)

基準水位観測所における設定水位

- 国や都道府県は、洪水時において、予め定められた「**基準水位観測所**」における水位の情報を提供。
- **基準水位観測所**毎に、災害発生の危険度に応じた**基準水位**を設定。

レベル	水位など	基準水位観測所における設定水位の意味 (危険な箇所を設定した以下の水位を、基準水位観測所地点の水位に置き換えて設定)
5	氾濫の発生	【氾濫危険水位】(特別警戒水位) ・市町村長の 避難勧告等の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考になる水位 (水位設定の考え方) 堤防等の構造の基準となる水位(計画高水位)若しくは、リードタイム(避難完了までに、避難勧告の発令、情報伝達及び避難等に要する時間)から設定される水位のいずれか低い水位
4 (危険)	(特別警戒水位) 氾濫危険水位	
3 (警戒)	避難判断水位	【避難判断水位】 ・市町村長の 避難準備情報等の発令判断の目安 ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起
2 (注意)	氾濫注意水位	【氾濫注意水位】 ・水防団の出動の目安
1	(警戒水位)	